

新病院における要求水準の参考個別仕様書

病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務） （ク）清掃業務

- 目次 -

1 対象業務

- (1) 対象業務
- (2) 対象施設

2 業務内容

- (1) 日常清掃
- (2) 定期清掃
- (3) 特別清掃
- (4) 消耗品管理
- (5) 害虫及びネズミ等の駆除・防除
- (6) 廃棄物院内回収業務

3 業務実施体制

- (1) 業務責任者
- (2) 職員
- (3) 標準作業書の常備
- (4) 業務管理
- (5) 服務規定
- (6) 一般事項

4 準備業務

5 業務の引継

6 その他

別紙 清掃方法例

1 対象業務

(1) 対象業務

清掃業務

- (ア) 日常清掃（日常のおよび週単位で行う業務）
- (イ) 定期清掃（定期的な間隔（月・年単位）で行う業務）
- (ウ) 特別清掃（日常清掃、定期清掃以外に定期的に行う業務）

消耗品管理

害虫及びネズミ等の駆除・防除

廃棄物院内回収業務（病院運営上発生する廃棄物について、それらの特性に合わせた分別容器を設置し、院内回収を行う業務）

(2) 対象施設

日常清掃・定期清掃

建物内部及び敷地内とする。建物内部については、付属資料 1 の室名欄に示す室、区域等とする

特別清掃

窓ガラス、ガラスカーテンウォール、トップライト等

2 業務内容

(1) 日常清掃

建物内部

付属資料 1 に示す一般エリア、清潔エリア、汚染拡散防止エリアの各エリアについて、別紙に示す清掃方法を参考に適切な方法で実施する。

日常清掃エリアをゾーニングし、エリア毎に清掃用具、除菌洗浄剤などを区別して使用する。

屋上、駐車場等

屋上、駐車場内及び外構の吸い殻、紙屑、落ち葉などの清掃、空き缶などの回収、ごみ容器および吸い殻入れの処理を実施する。

(2) 定期清掃

付属資料 1 に示すエリアについて、別紙に示す清掃方法を参考に適切な方法で実施する。

(3) 特別清掃

下記の建物外部（ガラスなど）について、適切な方法、頻度で実施する。

(ア) 建物外部の窓ガラス、トップライト

(イ) 網戸

(ウ) 「まちなかステーション」のガラスカーテンウォール

(エ) その他

(4) 消耗品管理

日常清掃範囲において、患者、職員が使用する石鹸やトイレトペーパーなどの消耗品について供給、各部署への補充、在庫管理を行う。

(5) 害虫及びネズミ等の駆除・防除

適切な頻度・方法で実施する。

(6) 廃棄物院内回収業務

一般廃棄物

(ア) 可燃ごみ、空き缶、空き瓶、ダンボールの回収を行う。

(イ) 回収した一般廃棄物の収集を八尾市の収集する車両に積み込めるように定時に所定の

場所へ出す。

産業廃棄物

対象廃棄物は以下のとおりとする。

廃油、廃プラスチック類、紙屑、木屑、繊維屑、動植物性残さおよびゴム屑、燃え殻、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑、陶磁器屑、鉍滓、がれき類および煤塵

(ア) 産業廃棄物の収集運搬の資格を有する業者を選定し、収集を依頼する。

(イ) 指定された集積場以外には産業廃棄物の保管を行わない。

感染性廃棄物

対象廃棄物は以下のとおりとする。

(ア) 血液などの体液

(イ) 手術などに伴って発生する病理廃棄物

(ウ) 体液が付着している鋭利なもの

(エ) 病原微生物に関連した試験、検査などに用いられたもの

(オ) その他体液が付着しているもの

(カ) 汚染物もしくはこれらが付着した、またはそれらのおそれのあるもので、上記に該当しないもの。

1) 病院は、注射針などの鋭利なものは専用容器、血液などの体液が付着した感染の危険のあるものは別に指定する堅牢な密閉できる容器を使用し、非感染性廃棄物と区別する。

2) 区別された感染性廃棄物を回収し、指定の集積場に保管する。

3) 専用容器の取り扱いには十分注意し、不用意な押し込みなどでの針刺し事故、破損蓋の閉め忘れなどによる二次汚染を防止する。

廃棄物の流れは (ケ) 廃棄物処理関連業務附属資料 1 を参照

3 業務実施体制

(1) 業務責任者

業務責任者の配置

業務責任者として病院における清掃業務を3年以上経験した者を配置すること。

なお、業務責任者が休日により業務にあたらなない場合には、同等の能力を持つ者を配置すること。

業務責任者の職務

(ア) 常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検・見直しを行う。

(イ) 職員個人ごとに習熟度合いを記録し、個人の能力に合わせた育成を行う。

(ウ) 職員の清掃技術および患者などに対するマナー教育を行う。

(エ) 病院職員と問題点の解決を図る場として、定期的に会議を開催する。

(オ) 業務を円滑に実施するため、病院職員と連絡および調整し、常に連携を保つように努める。

(カ) 必要に応じて病院の院内感染対策委員会に参加し、適切な助言・支援を行う。

(2) 職員

職員について、住所、氏名、生年月日、経歴を記載したものに写真と健康診断書および有資格者にあつては資格を証する書類の写しを添付した職員名簿を病院に提出する。なお、職員に異動があつた場合も、これに準じて提出する。

職員は、当該業務について十分な知識を有し、訓練を受け、かつ責任感が強く、誠実で健康であるものとする。

業務の実状に応じ、財団法人医療関連サービス振興会が指定する病院清掃受託責任者講習を終了した者またはそれと同等以上の能力を持つ者を、適正数配置すること。

受託者は、職員が基本的人権について正しい理解を持って受託業務を遂行できるよう、人権

問題に係る研修に努めるものとする。

職員については、常に研修・訓練に努め、業務内容の向上に努めること。

職員には、本業務に従事するにふさわしい制服等を着用させ、各人名札をつけさせるとともに、受託者の職員であることが確認できる身分証明書等を携帯させること。

資格を要する業務で免許証等の携帯が義務づけられている業務に従事させる場合には、必ず免許証等を携帯させること。

受託者は法令に基づく健康診断及び病院が必要とする健康診断を実施するとともに、必要な労働安全、精神衛生等の教育を実施し、職員の健康管理に努める。

(3) 標準作業書の常備

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、職員に周知させる。内容については必要に応じて病院と協議、改善して業務の効率化を図ること。

(ア) エリアごとの作業方法

(イ) 清掃用具、消毒薬などの使用および管理の方法

(ウ) 感染の予防

(エ) 患者への接遇態度

(オ) 作業中の服装

(カ) 業務上の守秘義務、病院に対する注意事項

(キ) 清掃に使用した汚水の排水 など

(4) 業務管理

勤務表などの作成

あらかじめ作業計画書により勤務表を定めておく。

業務内容について、あらかじめ職員ごとの業務内容表を定めておく。

作業点検記録を作成し、責任者が確認する。

(5) 服務規程

受託者は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について十分職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。

受託者及び職員は、業務上知り得たことについて、第三者に漏らしてはならない。

病院の一員であるとの認識で業務を実施すること。

病院内外において来院者等と接する場合は、親切に対応し、来院者等に不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。

受託者及び職員は、病院の秩序及び規律を乱し、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。

緊急時または業務上必要時以外は病室、診察室、その他病院業務が日常行われている場所には立ち入らない。

不必要な照明の消灯など、エネルギー節約に努める。

病院が実施する防災訓練に参加し、災害の未然防止に協力する。

衛生管理には特に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努める。

(6) 一般事項

受託者は関係法令、条例、規則及び本仕様書を遵守し、誠実に受託業務を履行しなければならない。

本業務に使用する機械器具及び資材等は、特に指定する場合を除き、受託者の負担とする。本業務の履行に必要な控室等については、委託者が供与する。光熱水費についても同様とする。

受託者の責任において生じた施設等の損害については、受託者が賠償するものとする。

4 準備業務

当該業務を開始するにあたり、それに伴い発生する準備業務に関して、病院に積極的に協力し連携をとる。

開院前についても引渡し後から清掃・廃棄物処理を行う。その頻度・内容は、別途病院と協議する。また、引渡し後必要箇所の消毒を行う。

5 業務の引継

契約期間の満了又は契約の解除等で、新たに配置される受託者と交代する場合は、業務一切の引継を必要期間内（1ヶ月以内において委託者が定める。）に、確実に行わなければならない。

6 その他

本仕様書に記載のない業務は、病院との協議のうえで必要と認められたものについて実施する。また、本仕様に基づく清掃の方法やその用具などが長期的にみてより効率的かつ効果的な実施が見込まれる場合にも、病院と協議の上、積極的に実施する。

別紙：清掃方法例

日常清掃

区分	清掃方法
<p>(ア)パブリックエリア、職員エリア、診療エリア(清潔エリア、汚染拡散防止エリア以外)</p>	<p>ア)手を十分洗ったうえで、手袋をし、清掃道具と補充品を用意する。 イ)エリア内にいる患者などに清掃に入ることを知らせる。 ウ)ウールダスターなどで、通気口(エアコンなど含む) 什器の上、天井の隅など高所の埃を取る。 エ)スイッチ、ドアノブ、手摺り、窓枠、受話器など手の触れる部分を清拭する。 オ)消耗品を補充し、除菌洗剤を使い、便器やシンクを清掃する。鏡・低所部分のガラスを清拭する。 カ)ごみ箱からごみを回収する。除菌洗剤を使い、容器の汚れを取り除く。 キ)部屋の奥から掃き掃除をする。 ク)部屋の奥からモップがけをする。 ケ)清掃終了後、エリアの状態をチェックする。 コ)エリア内の患者などに清掃を終了したことを知らせる。</p>
<p>(イ)トイレ・シャワールームなど</p>	<p>ア)掃用具と補充品を揃え、手を洗い、保護用具を身につける。 イ)使用中でないことを確認後、フローサインで清掃することを知らせる。 ウ)トイレットペーパー、洗剤、逆性石鹼などの消耗品を補充する。 エ)ウールダスターなどで通気口、蛍光灯、窓枠、天井の隅など高所の埃取りをする。 オ)除菌洗剤を便器の内側と外側にスプレーする。 カ)ごみ箱からごみを回収し、除菌洗剤を使い、容器の汚れを取り除く。 キ)新しいごみ袋を取り付け、口にかけて固定する。 ク)除菌洗剤を使い浴槽、シャワー、シンク、洗面台、パイプを清拭する。 ケ)ラスクリーナーを使い、鏡とステンレス部分を磨く。 コ)除菌洗剤を使い、手摺り、ドアノブ、スイッチなど人のよく触れる部分を清拭する。 サ)除菌洗剤を使い床のモップがけを行う。 シ)清掃終了後、室内の状態をチェックする。 ス)フローサインを外し、作業を終了する。 セ)病室トイレについても概ね同様の清掃とする。なお、患者退院時には個室病室は、適宜清掃し、退院時清掃チェックリストを利用して病棟看護師へ報告すること。</p>

<p>(ウ) エントランス・ロビー・E Vホール、一般通路、エスカレータ、階段など</p>	<p>ア) 床面に準じたモップなどを用いて拭く。 イ) 灰皿などは内容物进行处理し、容器の汚れを取り除く。 ウ) ごみ箱からごみを回収し、除菌洗剤を使い、容器の汚れを取り除く。 エ) 階段・廊下・待合室などの手摺りを清拭する。 オ) エレベーターについては、手摺り・低所壁面および扉を清拭する。床面についてもモップなどで拭く。 カ) 中間処理として通路・エントランスロビーなどについては、洗浄後、ワックスの表面できた傷などを埋め、高速研磨して光沢復元作業を行う。 キ) 「まちなかステーション」のフローリング部分には、温水式床暖房が施工されているので、この設備の運用に悪影響ないように清掃に注意し実施すること。 ク) エスカレータ、階段及びE V内部も一般エリアと同様に清掃すること。(範囲、頻度別途協議)</p>
<p>(エ) カーペット・タイルカーペット</p>	<p>ア) 高性能エアフィルター付真空掃除機またはこれに準じる機器で、塵埃・砂などを取り除く。 イ) しみなどの汚れを除去する。 ウ) 体液により著しく汚染された部分については、除菌洗剤を注入した機器を用いて洗浄する。 エ) 特に汚れ、臭気がひどい場合は、速やかにタイルごと交換する。</p>
<p>(オ) 除塵掃除について(この業務については、日常清掃の清潔エリア、汚染拡散防止エリアも同様とする。)</p>	<p>ア) ベッドの手摺、枕元ユニット(床頭台など)、カーテンレール、手の届く照明器具、棧、棚、案内板、室名表示板、ベースボードヒーター(暖房用ラジエーター)、ファンコイル、ロッカー、家具などの上部に沈着する埃をウェット雑巾、帯電ハタキ、帯電クロス(ダストクロス)などで拭き取る。 イ) 天井、壁(腰板、巾木含む)も同様に除塵するが、火災報知器、スプリンクラーヘッドなどに触れないように注意する。</p>
<p>(カ) 金具磨きについて (この業務については、日常清掃の清潔エリア、汚染拡散防止エリアも同様とする。)</p>	<p>ドア、ドアノブ、ストッパーおよび便所、洗面所、浴室などに付属する蛇口、手摺(バー)、フラッシュ弁、ハンドルなど金属部分で特に汚れなどのひどい箇所、地金の部分はみがき粉で、メッキのあるものは指定のクリーナーおよびポリッシュで磨きだし、金具回りの手垢なども洗剤を使い分け洗浄し、乾布などで入念に拭き上げる。</p>
<p>(清潔エリア)</p>	
<p>(ア) 手術室など</p>	<p>ア) 手を十分洗ったうえで、手袋をし、専用の清掃道具と補充品を用意する。 イ) ディスポーザブルタイプのマスク、キャップ、グローブ、アイソレーションガウンを着用する。 ウ) 履き物は専用のものを用意し着用する。 エ) 職員に清掃に入ることを知らせる。 オ) 除菌洗剤を用い、天井、高所壁面、通気口などを清拭する。 カ) 除菌洗剤を用い、低所壁面、扉、ドアノブ、手摺り、窓枠、什器類を清拭する。</p>

	<p>キ) 除菌洗淨剤を用い、シンクを清掃する。 ク) ごみ箱からごみを回収する。 ケ) 除菌洗淨剤を使い、容器の汚れを取り除く。 コ) 専用ボックスに分別された感染性廃棄物を回収する。 サ) 除菌洗淨剤を用い、除埃後、部屋の奥からモップがけをする。(産婦人科・小児科の手術が行われる場合は除菌洗淨剤の使用の可否を考慮する) シ) 清掃終了後、室内の状態をチェックする。 ス) 清掃の終了を職員に知らせる。 セ) 作業で着用したものを着替える。</p>
(イ)無菌病室、その他	<p>手術室に準ずるほか、便器の清掃や退院時のベッドのフレームの清拭、高性能エアフィルター付真空掃除機またはこれに準じる機器を用いて、床面の塵埃および汚れを取り除く。また清掃の開始と終了時には患者に知らせる。</p>
(汚染拡散防止エリア)	
(ア)感染症患者の病室	<p>ア) 手を十分洗ったうえで、手袋をし、清掃道具と補充品を用意する。 イ) ディスポーザブルタイプのマスク、キャップ、グローブ、アイソレーションガウンを着用する。履き物は専用のものを用意し着用する。 ウ) 職員、患者などに清掃に入ることを知らせる。 エ) 通気口(エアコンなどを含む)、什器の上、天井の隅など高所の埃を取る。 オ) 洗淨剤を使い、スイッチ、ドアノブ、手摺り、窓枠、受話器などの手の触れる部分を清拭する。 カ) 患者の退院時に除菌洗淨剤を使い、ベッドのフレームを清拭する。 キ) 低所壁面、什器類を清拭する。 ク) 消耗品を補充し、除菌洗淨剤は用いずに、便器やシンクを清掃する。 ケ) 鏡を清拭する。 コ) ごみ箱からごみを回収する。 サ) 除菌洗淨剤を使わずに、容器の汚れを取り除く。 シ) 専用のボックスに分別された感染性廃棄物を回収する。 ス) 部屋の奥から掃き掃除をする。 セ) 部屋の奥からモップがけをする。 ソ) 清掃終了後、室内の状態をチェックする。 タ) 清掃の終了を職員、患者に知らせる。 チ) 作業で着用したものを着替える。</p>

定期清掃

区分	清掃方法
(ア) 床面洗浄作業およびワックス塗布など	ア) はじめに、立ち入り者の不測の転倒事故などの防止および円滑な作業遂行のため、作業範囲をロープなどで囲い、立ち入り禁止の表示板などを人目につくように掲示し、作業環境を整える。 イ) 床材やエリア別で使用する洗浄や塗布するワックス、作業手順などを考慮する。 ウ) タイルや壁を汚損しないように留意する。
(イ) 換気扇、空調給排気口	ア) 換気扇のスイッチを切り、洗剤を浸したスポンジ、ウェット雑巾で入念に拭き上げる。 イ) 空調給排気口の清掃については、空調運転中に埃を立てないように除塵し、ウェット雑巾で拭き上げる。
(ウ) ロッカー室清掃	ア) 事前に清掃日を予告表示し、ロッカー周りの不要物品を整理処分する。 イ) 床については自在箒、または高性能エアフィルター付真空掃除機またはこれに準じる機器で塵埃・砂などを取り除く。帯電床クロス類(ドライモップ) 拭きとし、水拭き掃除はウェットモップ拭きとする。この際ロッカーは移動し、隅にある埃を取り、拭き上げた後所定の位置に戻す。 イ) ロッカー上部に沈着する埃をウェット雑巾、帯電ハタキ、帯電クロス(ダストクロス)などで拭き取る。

特別清掃

区分	清掃方法
建物外部	ア) 建物外部の窓ガラス、トップライトを洗浄又は清拭し、乾布などで拭き上げる。 イ) 網戸の汚れをブラシなどで擦り落としながら水洗いする。 ウ) 「まちなかステーション」のガラスカーテンウォール部分は、清掃用ゴンドラ又はフックを利用する。(内部フックのみ建築工事対応済み)